# 第17号様式(第21条関係)

(表)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(建築行為等をする者)

住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名並びに担当者の電話番 号及び氏名

## まちづくり計画の区域内における建築行為等の届出書

まちづくり計画の区域内において建築行為等をするので、武蔵村山市まちづくり条例(第18条第1項・第26条において準用する第18条第1項・第30条において準用する第26条において準用する第18条第1項)の規定により、下記のとおりその内容を届け出ます。

記

建築行為等の区分	
建築行為等をする場所	
(該当するまちづくり計画)	
建築行為等の着手予定日	
建築行為等の完了予定日	
まちづくり計画への適合の状況	裏面のとおり。

(日本産業規格A列4番)

### まちづくり計画への適合の状況

まちづくり計画において建築行為等に関す 届出に係る建築行為等における左記事項に る基準・制限等として定められている事項 関する状況 ≪建築物等に関するルール≫ ①用途について 良好な沿道市街地を形成するため、次 のような建築物を制限する。 • 風俗店 畜舎 • 自動車教習所 ・パチンコ、マージャン屋、場外馬 券・車券売場及びこれらに類するもの ※別途、都市核周辺ゾーンについては立 川都市計画地区計画都市核地区地区計画 において、倉庫業倉庫と自動車修理工場 が制限されています。 集合住宅等を建築する際には、各ゾー ンの特性に応じて、まちづくりの方針に 沿ったものとなるよう努める。 ②高さについて 駅周辺は高度利用を図るよう努め、高 さをできるだけそろえるとともに、後背 地の環境に十分配慮する。 ③外観・色彩等について 建築物等の外観・色彩については、刺 激的な原色や突出した色彩を避けるとと もに、周辺景観とのバランスを考え、ま ちのにぎわいを妨げないよう配慮する。 ④屋外広告物について 屋外広告物の設置に当たっては、各ゾ -ンの特性に応じて、周辺景観に配慮し た設置場所、大きさ、色彩とするよう努 め、特に屋上に設置する広告物などにつ いては、道路からの視点だけでなく、モ ノレールからの視点にも配慮する。 ⑤敷地面積について 防災性の向上とゆとりある住環境の確 保のため、敷地の細分化による建て詰ま りを防ぐよう十分配慮する。

## ⑥壁面の位置について

● 新青梅街道沿道の建築物等については、一定距離の壁面の後退を行い、できるだけ壁面をそろえ、かつ、工作物の設置を控えること等により、歩行環境の向上に資するよう配慮する。

#### (7)垣や柵等の構造について

- 垣や柵等の構造は、沿道全体に統一感を持たせるよう生垣又は透視可能なフェンス等とする。
- 防災上の配慮からブロック塀は、原則 として避ける。
- 風の道(通風)に配慮するとともに、 できるだけ柔らかい印象の素材を使用す るよう努める。

# ⑧その他

● 新青梅街道沿道の建築物等については、モノレールからの視点にも配慮した形態意匠とするように努める。

#### ≪緑化に関するルール≫

- 一定規模以上の店舗、事業所、集合住 宅等については、東京都及び武蔵村山市 の条例に基づき緑化に努める。
- 壁面後退部分についてはできるだけ緑 化に努め、植栽に当たっては、道路と一 体感を持たせるよう工夫する。
- 新青梅街道沿道だけでなく、裏側の敷 地外周部や駐車場等の緑化に努める。
- 地域や敷地の特性に配慮した緑化に努める。

(高木、低木のバランスのとれた緑化、 敷地の南側と北側への緑の配置など)

● 敷地内に良好な樹木がある場合、その 保全活用に努める。

※都市核周辺ゾーン、サブ核周辺及びモノレールの駅が想定されるゾーン周辺においては、にぎわいを妨げるような過度な緑化は求めません。

備考 建築行為等の区分に応じて、武蔵村山市まちづくり条例施行規則第21条第1項に定める書類を添付してください。